

令和 7 年度病床機能転換等促進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 知事は、病床の機能分化・連携を推進するため、二次保健医療圏において過剰な病床機能から不足する病床機能への転換又は過剰な病床機能の病床の削減及び他用途への転用に係る、新築・増築・改修等の整備事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者等)

第 2 条 この補助金の補助対象者、補助事業及び補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく茨城県内の医療機関の開設者であって知事が適当と認めるもの。

ただし、前年度の病床機能報告を提出している医療機関に限る。

(2) 補助対象事業

以下の事業を行う場合に係る費用について補助を行う。

ただし、ア、イいずれの場合においても地域医療構想調整会議において了承を得られたものに限る。

ア 二次保健医療圏において過剰な病床機能から不足する病床機能へ転換又は過剰な病床機能の病床の削減及び他用途へ転用するに当たり、当該転換等に必要な施設や設備の新築、増築若しくは改修又は医療器具等の購入を行う場合。

イ 二次保健医療圏において過剰な病床機能から不足する病床機能へ転換するに当たり、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいう。以下同じ。）の新規雇用（回復期病床（地域包括ケア病棟入院基本料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床をいう。以下同じ。）への転換のみ対象とする。）を行う場合。

(3) 補助の対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、別表 1 の第 3 欄に定める経費とする。

(交付の対象外費用)

第 3 条 この交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀若しくは造園に係る工事又は通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次によるものとする。

ア 別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

ウ 交付額の算定方法については、イの交付基礎額に1/2を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

ただし、補助対象事業が2年度以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて交付するものとする。その場合、別途知事が定める事業出来高見込調書を提出すること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める日までに知事に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請をしなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から60日以内とする。

(交付の条件)

第8条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出又は「いばらき電子申請・届

出サービス」による電子申請をし、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る報告をするため、速やかに知事に仕入控除報告書（様式第 9 号）を提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子届出をしなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) 過剰な病床機能から不足する病床機能へ転換する場合、補助事業者については、補助事業完了後、すみやかに、診療報酬施設基準に定める入院料等を算定するための届出を行うこと。

この届出が行われない場合には、規則第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消すことがある。

- (13) 過剰な病床の削減及び他用途へ転用する場合、補助事業者については、第 11 条の規定による事業実績報告書の提出時まで、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 3 項に規定する知事の許可を受けること。

この手続きが行われない場合には、規則第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消すことがある。

- (14) 補助事業を実施した補助事業者においては、知事の承認を受けずに、当該事業により整備した病床等をそれ以外の用に供してはならない。

（概算払）

第 9 条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由及び所要額を記載した概算払申請書（様式第 5 号）を知事に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請をするものとする。

（遂行状況報告）

第 10 条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況に係る報告について、遂行状況報告書（様式第 6 号）の提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子届出により求めることができる。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出又は「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請をしなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の事業実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 補助金額の確定は、補助金確定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（立入調査）

第 13 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は本職員に

その事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

付 則

この要項は、令和7年5月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別表 1)

1 事業	2 基準額	3 補助対象経費		4 補助率
病床 機能 転換	転換の対象となる 病床数について、1 床当たり 3, 214 千円を乗 じて得た 額	施設 整備	過剰な病床機能から不足する病床機能へ転換を図 るために必要な、施設の新築・増築・改修に要す る工事費又は工事請負費 (病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能 訓練室、浴室、廊下、便所等)	1 / 2 以内
		設 備 整 備	過剰な病床機能から不足する病床機能への転換に 必要な医療機器等の備品購入費(転換後の病床に おいて使用するものに限る。) ただし、1品当たりの単価が50千円以上のもの に限る。	
		専 門 職 人 件 費	回復期病床への転換に必要な、リハビリテーショ ン専門職を新規雇用した際の人件費(報酬、給料、 手当、共済費、賃金等) ただし、転換予定日の6月前までに採用したリハ ビリテーション専門職のうち、転換後の回復期病 床において従事するものに限る。 補助対象月数は、病床転換年度において、転換予 定日前6月から転換年度末月までの範囲のうち、 補助対象専門職員が回復期病床に従事した月数と する。	
病床 削減	削減の対象となる 病床数について、1 床当たり 1, 28 6千円を 乗じて得 た額	施設 整備	過剰な病床機能の病床を削減し、他の用途に使用す るために必要な、施設の新築・増築・改修に要する 工事費又は工事請負費 (診察室、処置室、手術室、臨床研修施設、エック ス線室等地域医療構想の達成に資するものに限る。)	
		設 備 整 備	過剰な病床機能の病床を削減し、他の用途に使用す るために必要な備品購入費(転用後の施設等におい て使用するものに限る。) ただし、1品当たりの単価が50千円以上のものに 限る。	

(別表 2)

軽微な変更	(1) 機能を著しく変更しない場合 (2) 補助対象事業費の20パーセント以内の変更
-------	---